

(一五九一)

九 天正十九年二月

既橋藩主平岩親吉より前橋八幡宮あて社

領寄進状〔A〕

当地八幡宮御神領、「任二國法」雖下令役取候上、「御供面少御
寄進分」田畠高辻拾五石、井下寺家・門前共ニ諸役」令免許一
候、已上

天正十九辛卯

平岩七之助

二月十五日

親吉(花押)

八幡別当

最勝院